

新水前寺駅連絡通路清掃業務委託（その2） 特記仕様書

第一章 総則

第1条 適用範囲

- (1) 本特記仕様書は、熊本市が実施する「新水前寺駅連絡通路清掃業務委託（その2）」に適用する。
- (2) 本委託は、「平成28年度 熊本地震の被災地（熊本県）で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表（平成29年2月1日以降に契約締結を行う委託から適用）」を用いた積算方式の試行対象委託である。

本委託は、「土木工事標準積算基準」により各工種区分、施工地域補正等を考慮した共通仮設費率（率分）及び現場管理費率に、それぞれの補正係数を乗じる試行対象委託である。
なお、補正係数については以下のとおりとする。

【共通仮設費率（率分）：1.1 現場管理費：1.1】

第2条 遵守事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、本特記仕様書によるほか、熊本市監修の「土木工事共通仕様書」、その他関係法令等に従わなければならない。
- (2) 本特記仕様書は、本業務に必要な諸元及び資料の内主要な事項のみを示したものであるため、これらに記載していない事項であっても、業務履行上、必要と認められるものについては、委託者に申し出て協議を行わなければならない。

第3条 業務上の疑義

- (1) 業務上において不明な点又は疑義を生じた場合は速やかに委託者の指示を受けるものとする。またその時期を失して手戻りのないように注意しなければならない。
- (2) その他の業務上の質疑及び不明点については委託者と十分に協議するものとする。

第4条 負担の範囲

- (1) 業務の履行に必要な電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、受託者の負担とする。ただし、現場備え付けの公共インフラ設備がある場合は受託者と協議の上、業務内容に応じて使用の有無を判断する。
- (2) 清掃に必要な資機材の費用は、受託者の負担とする。

第二章 業務内容

第5条 目的

熊本市が管理する新水前寺駅連絡通路の清掃を行うことにより、利用者の快適な歩行空間を確保することを目的とする。

第6条 履行場所

熊本市中央区国府1丁目外地内

第7条 履行期間

令和8年（2026年）7月1日 から 令和9年（2027年）3月31日 まで

第8条 作業時間

原則、午前8時から午後5時までの通勤・通学に支障がない時間帯に行う。

第9条 業務計画

受託者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、下記事項について業務計画書を作成し、委託者に提出するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 作業方法
- (5) 業務組織計画
- (6) 安全管理
- (7) 連絡体制（緊急時含む）
- (8) その他事項

第10条 作業計画

受託者は、各月の月末に、翌月の作業計画日程表を提出し、委託者の承認を得たうえで作業を行うこととする。

第11条 作業内容

受託者は、下記項目について別添の数量一覧表のとおり適切に作業を行うこととする。

路面水拭き清掃および特別清掃については路面清掃が完了した後に行うこととし、路面水拭き清掃と特別清掃は各週交互に実施すること。

- (1) 路面清掃
 - ・ホウキ等による床面のゴミ及び塵芥の収集作業
 - ・床面の付着物等の剥離・除去作業
- (2) 路面水拭き清掃
 - ・モップ等を用い、洗剤を使用しない床面の水拭き作業
- (3) 特別清掃
 - ・モップ等を用い、洗剤を使用した床面の水拭き作業
 - ・通路および階段の手摺り、地覆、壁面（パンチングメタル部、ガラス部）、照明灯の水拭き作業
 - ・エレベーター内の壁面、手摺りの水拭き作業

第12条 緊急時の対応

委託者から緊急対応の連絡を受けた場合、受託者は速やかに作業員を現場へ派遣し、適切な対応を行うものとする。

第13条 異常時の対応

対象設備に異常等が認められた場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、委託者へ報告し、対応等について協議すること。

第14条 立会検査

委託者が任意に指定する日（四半期に1回）に委託者、受託者立ち合いのもと確認検査を行うものとする。

なお、検査時に委託者より指摘事項があった場合、受託者は速やかに是正対応を行わなければならない。

第15条 業務報告書

業務に関する報告は、下記事項について月毎に業務報告書を1部作成し、翌月5日までに提出すること。

- (1) 実績報告書
- (2) 業務実績表
- (3) 作業月報
- (4) 写真（各施設毎に作業前、作業中、作業後の3枚）
- (5) その他必要書類

第16条 特記事項

- (1) 作業中に、既設の施設等に損傷を与えた場合は、受託者の負担において処理するものとする。
- (2) 作業を行う際は、看板等にて施設利用者等へ周知すること。
- (3) 清掃に使用する道具等は毎回持ち帰ること。
- (4) 新水前寺駅においては公共の水道施設が備え付けられていないため、作業に要する水については受託者が持参および調達を行うこと。
- (5) 作業にあたり、エレベーターの運転を停止する場合は、作業終了後、正常に作動するか確認を行ったうえで運転を再開すること。

第三章 その他

第17条 検査及び委託料の支払い

委託料は、年3回の四半期払いができるものとする。

その場合、受託者は各支払い期の業務終了後、速やかに完了届（様式1）を委託者へ提出することとし、完了届の提出の際は、事前に対象となる支払い期の業務報告書の提出を済ませておくこと。

完了届が提出された場合、委託者は検査を行い、検査に合格した時は、受託者は委託料の支払いを請求することができる。

別添 数量一覧表

項目	単位	数量	備考
路面清掃	回/年	117	3回/週
路面水拭き清掃	回/年	18	2回/月
特別清掃	回/年	9	1回/月